社会保険労務士法人

ソーシャル ブライト マネジメント

154.0004 東京都世田谷区太子堂1-12-39 三軒茶屋堀商ビル6F tel 03.3413.8822 fax 03.3413.8833 https://www.s-b-m.jp

「家事使用人の雇用ガイドライン」が策定されました

◆ガイドラインの内容・目的

2月8日に厚生労働省より公表された本ガイドラインでは、 ①家政婦・家政夫(家事使用人)を雇用する雇用主(家庭)、 ②家事使用人、③家政婦(夫)紹介所(事業者として、家事 使用人と雇用主との間の労働契約をあっせんする機関)を対 象に、家事使用人の労働契約の条件の明確化・適正化、適正 な就業環境の確保などについて必要な事項を示しています。 個人宅に出向き、家庭と直接労働契約を結び、その指示のも と家事一般に従事する家事使用人は、労働契約法の適用は受 けますが、労働基準法が適用除外です。独立行政法人労働政 策研究・研修機構「家事使用人の実態把握のためのアンケー ト調査」(2023年9月公表)で、業務内容や就業時間などが 不明確であるため契約をめぐるトラブルが発生する、また、 就業中のケガに対する補償が十分ではないなどの問題が一部 にあることがわかったことから、家事使用人に働きやすい環 境の確保がなされるよう、本ガイドラインが策定されました。

◆労働条件の明確化

「雇用主の情報」「就業場所」「労働契約の期間」「試用期間」「業務の内容」「就業時間・休憩時間」「報酬等」「退職に関する事項」「休日・休暇」といった条件について明確にすること、また、口頭で伝えるだけでなく、書面もしくは電子メールなどで明示することを求めています。

◆労働契約の条件の適正化

雇用主が、報酬や就業時間、労働契約の期間などを適正な水準に設定することを求めています。例えば、報酬については、仕事の難易度や家事使用人の能力などを考慮し、最低賃金を下回るような低い水準となっていないかを確認し、家事使用人と話し合った上で、適切な水準となるようにすることとしています。

◆適正な就業環境の確保

SBM NEWS

人事労務管理に関するお便り

2024年3月号

家事使用人の就業日ごとの始業・終業時刻を確認して、記録 し、お互いに確かめ、就業時間を適正に管理することなどを 求めています。

◆保険の加入状況の確認

雇用主に、家事使用人または家政婦(夫)紹介所に対して、 ①損害保険加入の有無、②災害補償保険(労災保険の特別加 入を含む)加入の有無を事前に確認しておくことなどを求め ています。

【厚生労働省「「家事使用人の雇用ガイドライン」を策定しま した」】

 $https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_37762.html$

外国人労働者数が初の200万人超え ~厚生労働省のまとめより

厚生労働省は1月26日、令和5年10月末時点の外国人雇用 についての届出状況の取りまとめを公表しました。

国内で働く外国人は昨年10月末時点で前年と比べ12.4%増えて、204万8,675人に上り、平成25年から11年連続で過去最多を更新しました。外国人労働者の増加率はコロナ禍前の水準にまで回復しています。また、比較可能な平成20年以降、200万人を超えるのは初めてです。

◆外国人労働者数は過去最高を更新

外国人労働者数は 204 万 8,675 人で、前年比で 22 万 5,950 人増加し、届出が義務化された平成 19 年以降、過去最高を 更新しました。対前年増加率は 12.4%と、前年の 5.5%から 6.9 ポイント上昇しています。 ◆外国人を雇用する事業所数も過去最高を更新

外国人を雇用する事業所数は 31 万 8,775 所で、前年比 1 万 9,985 所増加し、届出の義務化以降、こちらも過去最高を更新しています。対前年増加率は 6.7%と、前年の 4.8%から 1.9 ポイントの上昇でした。

◆国籍別では、ベトナムが昨年同様に最多

国籍別では、ベトナムが最も多く 51 万 8,364 人で、外国人 労働者数全体の 25.3%を占めています。次いで中国 39 万 7,918 人(全体の 19.4%)、フィリピン 22 万 6,846 人(全体 の 11.1%)の順となっています。

対前年増加率が高かったのは、インドネシア (56.0%増)、 次いでミャンマー (49.9%増)、ネパール (23.2%増) の順 となっています。

◆在留資格別では、「専門的・技術的分野の在留資格」が前 年比最多の増加率

在留資格別では、「専門的・技術的分野の在留資格」が対前 年増加率として最も大きく59万5,904人で、前年比11万 5,955人(24.2%)の増加、次いで「技能実習」が41万 2,501人で、前年比6万9,247人(20.2%)増加、「資格外活 動」が35万2,581人で、前年比2万1,671人(6.5%)の増 加でした。

【厚生労働省「「外国人雇用状況」の届出状況まとめ(令和5年10月末時点)」】

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_37084.html

今月の税務と労務の手続

11 ⊟

- 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付 [郵便局または銀行]
- 雇用保険被保険者資格取得届の提出<前月以降に採用した労働者がいる場合>[公共職業安定所]

15 日

- 個人の青色申告承認申請書の提出<新規適用のもの> [税務署]
- 個人の道府県民税および市町村民税の申告 [市区町村]
- 個人事業税の申告 [税務署]
- 個人事業所税の申告 [都・市]
- 贈与税の申告期限<昨年度分>[税務署]
- 所得税の確定申告期限 [税務署]
- 確定申告税額の延納の届出書の提出 [税務署]
- 財産債務調書、国外財産調書の提出
- 総収入金額報告書の提出 [税務署

4月1日

- 健保・厚年保険料の納付 [郵便局または銀行]
- 健康保険印紙受払等報告書の提出 [年金事務所]
- 労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出「公共職業安定所]
- 外国人雇用状況の届出(雇用保険の被保険者でない場合)<雇入れ・離職の翌月末日>[公共職業安定所]
- 個人事業者の消費税の確定申告期限「税務署]